

共同文書の発信にあたって

【共同文書発信の背景について】

奄美大島・徳之島は、特異な島の成り立ちの歴史や気候的な条件により、他に類を見ない独特の生物の進化や生物多様性の豊かさという特徴を持っています。このことは、世界自然遺産に登録された大きな要因ともなっています。

このため、「種の保存法」「文化財保護法」等の法令及び県や市町村の条例において、島内に生息・生育する一部の動植物については、捕獲・採取を規制しています。

これらの法令等により規制対象となる種は、奄美大島内だけでも延べ 120 種にのぼります。これらの種を捕獲・採取して法令に違反した場合は、罰則の適用対象となる可能性があります。

一方で、奄美大島・徳之島では、規制されていない動植物が大量に捕獲・採取される事例がたびたび確認されています。捕獲・採取される中には、それぞれの島にしか存在しない固有種も多く含まれています。

特に生物多様性の豊かさが世界的に評価されている奄美大島・徳之島では、将来にわたってその価値を維持して行くためにも、規制の有無にかかわらず、全ての動植物の持ち出しを可能な限り控えていただくことが重要だと考えています。

そのためには、法令等による規制やパトロール等による取り締まり強化といった抑止策だけではなく、島に住む全ての方々に「島のいきものが島で生き続けられるよう見守っていこう」という思いを持っていただくことや、島を訪れる方々にもその思いを共感していただくことが不可欠です。

また、本共同文書については、持ち出し事例が特に増加する夏までに発信し、より多くの方々の理解を深められるよう昨年度より調整しておりましたが、その最中、オカヤドカリの大量採取という事例も発生いたしました。

認識の定着には継続的な発信が大切であることから、今後もさまざまな機会を利用し、繰り返しの周知に努め、多くの方々に認識を共有していただけるよう取り組んでまいります。

なお、本共同文書は、奄美大島・徳之島の自然と共に生きる暮らし、自然とのふれあいの機会や、生物多様性の保全に資する調査及び研究等の目的により、生態系への影響へ配慮したうえで行われる持ち出しを制限する趣旨ではありません。

【規制の対象ではない生き物を持ち出すことについて】

規制がされていない動植物であっても、大量の捕獲・採取は、奄美大島・徳之島の生物多様性並びに生態系に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、固有種の生き物が島外に持ち出されるということは、その生き物を誤って島外で逃がしてしまう等により野外で定着してしまった場合、国内外来種としてその場所の生態系に影響を及ぼす可能性もあります。

【持出取締りの強化について】

島から動植物を持ち出すには、航空機持込み・船舶持込み・郵送（宅配便）の3パターンが想定されます。

このうち、航空機への持込みについては、奄美空港関係者にもご協力もいただきながら、既存の保安検査の際、動植物が発見された場合に確認が取れる体制を整えています。

一方、船舶や郵送等の受け入れの際に、内容物をチェックできる環境が、法的にも物理的にも存在しない状況にあります。

そのような状況の中で、できることから取り組みたいという意図から、今回の共同文書を幅広い方々に発信することで、持ち出しを控える行動が自然と選択されるよう、まずは理解の促進と意識の醸成につなげたいという思いがあります。

【法令等による規制強化について】

既に規制対象となっている種については、捕獲・採取して違反した場合、罰則の適用対象となる可能性があります。一方、全ての動植物の規制については、捕獲・採取自体も規制するパターンと、持ち出しのみを規制するパターンの2種類が想定されます。

仮に、捕獲・採取すべてを規制する場合は、現在の住民生活にも影響が及ぶことが想定され、世界自然遺産登録時にも評価された、『自然と人々の共生』の部分を否定しかねません。

また、持ち出しのみを規制するパターンは、前述のとおり、取り締まりに関する体制が伴っておらず、実効性に疑問が生じることとなります。

このようなことから、まずは、奄美大島・徳之島で自然に触れる皆様の意識啓発に取り組んでいきたいと考えております。

【大量に持ち出された種の規制対象追加について】

固有種等であっても、島内で多数生息しており、規制対象としての基準を満たさない生き物も存在します。しかしながら、大量に持ち出されることで、その生き物の生息域で極端に生息数が減少し、生物多様性及び生態系に影響を及ぼす可能性があることから今回の発信にいたりました。

規制対象となる種の追加等は、関係者や専門家の意見を踏まえ、丁寧に検討してまいります。